

一般財団法人ベターリビング
確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人ベターリビング確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。なお、この規程は財団が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物等の確認検査を行う場合に準用する。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条(業務規程第24条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条の4による確認の特例対象の建築物で床面積の合計が1,000㎡以内のもの(以下「特例建築物」という。)

別表第1に掲げるとおり

- (2) 法第6条の4による確認の特例対象の建築物以外の建築物(以下「特例建築物以外の建築物」という。)

別表第2に掲げるとおり

2 別表第1及び別表第2の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合

当該建築物の床面積

- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、財団から当該計画の変更に係る直前の確認を受けている場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

- (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、財団以外の者から当該計画の変更に係る直前の確認を受けている場合

当該建築に係る部分の床面積

- (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合

当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積

3 増築等の確認申請において、既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある場合等、既存の建築物の構造耐力に関わる審査を要する増築等の確認の場合においては、増築等の部分の前項各号の床面積と、当該既存の建築物の部分の床面積の2分の1の面積を合計した面積に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

(建築物に関する確認の加算手数料)

第 3 条 次の各号に該当する審査を要する場合は、前条に規定する手数料に当該各号に掲げる区分に応じ、各号に定める額を加算する。

- (1) 構造計算による構造審査を要する建築物に関する確認の申請で、当該建築物の床面積の合計が 500 m²以内の場合
構造上の棟数一件につき、40,000 円
- (2) 仕様規定等による構造審査を要する建築物に関する確認の申請で、当該建築物の床面積の合計が 500 m²以内の場合
構造上の棟数一件につき、20,000 円
- (3) 構造計算を要する建築物に関する確認の申請で、当該建築物の床面積の合計が 500 m²を超える場合に構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査を要する場合
(法 20 条第 2 項の規定により別の建築物とみなされる部分を含み棟毎の床面積が 200 m²を超える棟に限る。)
別表第 2-1 に掲げるとおり
- (4) 法 6 条の 3 第 1 項ただし書きの規定による審査を財団で行うことで、構造計算適合性判定の対象外とする建築物に関する審査（以下、「ルート 2 基準審査」という。）を要する場合
別表第 2-2 に掲げるとおり
- (5) 確認申請に係る建築計画において、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、免振構造、又はその他特殊な構造方法を用いる場合
別表第 2-3 に掲げるとおり
- (6) 確認申請に係る建築計画において、全館避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法、限界耐力計算法又はエネルギー法を用いる場合
別表第 2-4 に掲げるとおり
- (7) 確認申請に係る建築計画において、特定天井を有する場合
別表第 2-5 に掲げるとおり
- (8) 確認申請に係る建築計画において、法第 56 条第 7 項（天空率）を用いる場合
別表第 2-6 に掲げるとおり
- (9) 構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合
構造計算適合性判定図書との整合性審査 10,000 円
- (10) 業務規程第 55 条に規定する電子情報処理組織にて申請（電子申請）が行われ、法第 93 条第 1 項の規定に基づく消防長等の同意を求めるために、財団が電磁的記録を紙面に出力する場合（計画変更の場合も同様とする。）
別表第 2-7 に掲げるとおり
- (11) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定（住宅の省エネ性能の評価を仕様基準で行うこと及びその変更）を適用し、確認審査の中で省エネ基準への適合を確認する場合（以下「省エネ適合審査」という。）
別表第 2-8 に掲げるとおり

- (12) 確認申請に係る建築計画において、建設予定地の行政に対し、経費の支払いを伴う調査依頼等が必要な場合
建設予定地の行政が定めた経費相当額

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する昇降機の確認の申請に係る手数料は、一の昇降機について、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 業務規程第17条に規定する昇降機以外の建築設備（法第87条の4において準用する場合に限る。）又は小荷物専用昇降機に関する確認の申請に係る手数料は、一の建築設備又は小荷物専用昇降機について、別表第3に掲げるとおりとする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第5条 業務規程第17条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第138条の工作物の種別ごとに一の工作物について、別表第4に掲げるとおりとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第26条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特例建築物について、財団から確認済証の交付を受けた場合

別表第5に掲げるとおり

- (2) 特例建築物以外の建築物について、財団から確認済証の交付を受けた場合

別表第6に掲げるとおり

- (3) 直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を財団以外の者から受けている場合

第2条に規定する手数料に前各号の額を加算した額

- 2 検査の申請において軽微な変更説明書を提出する場合は（申請前に提出されているものも含む。）、前項に規定する手数料に別表第7に掲げる額を加算する。
- 3 検査日当日において申請者（代理者）の都合により検査ができなかった場合は、第1項に規定する手数料の2分の1の額を追加請求する。

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第26条に規定する昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料は、一の昇降機について、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 業務規程第26条に規定する昇降機以外の建築設備（法第87条の4において準用する場合に限る。）又は小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料は、一の建築設備又は小荷物専用昇降機について、別表第3に掲げるとおりとする。

- 3 直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を財団以外の者から受けている場合は、第4条に規定する手数料に前2項の額を加算する。
- 4 検査日当日において申請者（代理者）の都合により検査ができなかった場合は、第1項又は第2項に規定する手数料の2分の1の額を追加請求する。

（建築物に関する完了検査の申請手数料）

第8条 業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、完了検査申請一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特例建築物について、財団から直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を受けた建築物の場合

別表第8に掲げるとおり

- (2) 特例建築物以外の建築物について、財団から直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を受けた建築物の場合

別表第9に掲げるとおり

- (3) 財団から仮使用認定を受けた建築物の場合

当該建築物の床面積の合計から仮使用に係る部分の床面積を減じて算定した面積に応じ、前号の規定を適用して算定した額

- (4) 直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を財団以外の者から受けている場合

第1号又は第2号の手数料に、第2条に規定する手数料を加算した額

- (5) 前各号において、建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物の場合

直前の適合性判定を財団から受けた場合

前各号の手数料に、別表第9-1に掲げる手数料を加算した額

直前の適合性判定を財団以外の者から受けた場合

前各号の手数料に、別表第9-2に掲げる手数料を加算した額

- 2 検査における追加説明書の審査手数料は、第2条第2項第2号の規定を適用して算出した額とする。
- 3 検査の申請において軽微な変更説明書を提出する場合は（申請前に提出されているものも含む。）、第1項に規定する手数料に別表第7に掲げる額を加算する。
- 4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物で、軽微な変更（ルートA、ルートB）を要する場合（計画変更を除く）は、第1項に規定する手数料に別表9-3に掲げる額を加算する。
- 5 省エネ適合審査を要した建築物で、軽微な変更を要する場合は、第1項に規定する手数料に別表9-4に掲げる額を加算する。
- 6 検査日当日において申請者（代理者）の都合により検査ができなかった場合は、第1項に規定する手数料の2分の1の額を追加請求する。
- 7 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合は、第1項に規定する手数料の2分の1の額を追加請求する。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第32条に規定する昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料は、一の昇降機について、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 業務規程第32条に規定する昇降機以外の建築設備（法第87条の4において準用する場合に限る。）又は小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料は、一の建築設備又は小荷物専用昇降機について、別表第3に掲げるとおりとする。
- 3 財団から仮使用認定を受けた建築設備の場合は、別表第3の完了検査の手数料の2分の1の額とする。
- 4 直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を財団以外の者から受けている場合は、第4条に規定する手数料に第1項又は第2項の額を加算する。
- 5 検査日当日において申請者（代理者）の都合により検査ができなかった場合は、第1項から第3項までに規定する手数料の2分の1の額を追加請求する。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第10条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、令第138条の工作物の種別ごとに一の工作物について、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 財団から仮使用認定を受けた工作物の場合は、別表第4の完了検査の手数料の2分の1の額とする。
- 3 直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を財団以外の者から受けている場合は、第5条に規定する手数料に第1項の額を加算する。
- 4 検査日当日において申請者（代理者）の都合により検査ができなかった場合は、第1項又は第2項に規定する手数料の2分の1の額を追加請求する。

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第11条 業務規程第38条に規定する建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料は、仮使用認定申請一件につき、別表第10に掲げるとおりとする。ただし、製造者認証を受けた建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料は、別表第8（特例建築物に関する完了検査手数料）に掲げる額と同額とする。

- 2 財団以外の者から直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を受けた建築物の場合は、前項に規定する手数料に第2条に規定する額を加算する。
- 3 仮使用認定に係る部分が建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物の場合は、前2項の額に、次の各号の区分に応じ当該各号の手数料を加算する。

(1) 直前の適合性判定を財団から受けた建築物の場合

別表第10-1に掲げるとおり

(2) 直前の適合性判定を財団以外の者から受けた建築物の場合

別表第10-2に掲げるとおり

- 4 業務規程第 55 条に規定する電子情報処理組織にて申請（電子申請）が行われた建築物において、財団が消防照会のために電磁的記録を紙面に出力する場合は、前各項の額に、別表第 2-7 に掲げる額を加算する。

（建築設備、工作物に関する仮使用認定の申請手数料）

第 12 条 業務規程第 38 条に規定する建築設備、工作物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、別表第 11 に掲げるとおりとする。

- 2 財団以外の者から直前の確認済証又は仮使用認定通知書の交付を受けた場合は、前項に規定する手数料に、建築設備では別表第 3 の確認申請欄、工作物では別表第 4 の確認申請欄の額を合算する。

（検査等に係る出張費）

第 13 条 次の各号に定める建築物、建築設備及び工作物について、別表第 12 に掲げる区域内の場合は、第 2 条から前条までに規定する手数料に当該出張旅費を加算する。

- (1) 中間検査、完了検査、仮使用認定を行う場合
- (2) 確認審査で敷地調査又は所轄官公署への訪問の必要が生じた場合

（確認検査手数料の特例）

第 14 条 建築物、建築設備及び工作物における確認、中間検査及び完了検査において、次の各号に掲げる場合は、第 2 条から前条までの手数料の額を別に定めることができるものとする。

- (1) 当財団から超高層建築物等の性能評価を受けた建築物の申請の場合は、別表第 2 による手数料額からその 10 分の 1 を減じた額とする。
- (2) 継続して多量の業務が見込める場合又は同種物件の同一設計者による同時複数申請や反復申請の場合など効率的かつ円滑な審査が見込まれる場合で財団の理事長が認める場合は、協議により一戸建ての住宅は手数料額から 10 分の 6、一戸建ての住宅以外の建築物にあつては手数料額から 10 分の 1 を限度に減じた額とできる。
- (3) 前各号に定めるもののほか、財団の理事長が認める場合

（帳簿記載事項証明に係る手数料）

第 15 条 帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明事項一件につき 5,500 円を徴収する。

(附 則)

この規程は、平成 14 年 8 月 20 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 19 年 6 月 20 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 20 年 3 月 31 日までに相談があり、平成 20 年 5 月 31 日までに申請があったものには改正前の手数料を適用する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 20 年 6 月 19 日より施行する。

この規定は、平成 20 年 6 月 18 日までに相談があり、平成 20 年 8 月 31 日までに申請があったものには改正前の手数料を適用する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 20 年 9 月 30 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 27 年 9 月 9 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

なお、この規定は、平成 28 年 10 月 1 日までに申請があったものには改定前と改定後を比較し、廉価な手数料を適用する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、平成 29 年 9 月 28 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、令和 2 年 10 月 19 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

(附 則)

改定後の規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1 特例建築物に関する確認申請手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
100 m ² 以内のもの（計画変更に限る）	30,000
200 m ² 以内のもの	45,000
300 m ² 以内のもの	55,000
500 m ² 以内のもの	65,000
1,000 m ² 以内のもの	100,000

別表第2 特例建築物以外の建築物に関する確認申請手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
100 m ² 以内のもの	65,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	80,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	100,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	120,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	180,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	260,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	350,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	420,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	480,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	530,000
6,000 m ² を超え、7,000 m ² 以内のもの	580,000
7,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	600,000
8,000 m ² を超え、9,000 m ² 以内のもの	620,000
9,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	650,000
10,000 m ² を超え、15,000 m ² 以内のもの	690,000
15,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	790,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	890,000
30,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	990,000
40,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,090,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,320,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,670,000
200,000 m ² を超えるもの	2,020,000

別表第 2-1 構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る手数料の加算額
(床面積の合計が 500 m²超)

床面積の合計	手数料加算額
500 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	確認申請手数料の 10 分の 2 × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)
50,000 m ² を超えるもの	確認申請手数料の 10 分の 1 × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)

- (備考) 1. 構造計算を行った棟数が 2 以上の申請に限る
2. 棟毎の床面積が 200 m²を超える棟が対象
3. 構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く

別表第 2-2 ルート 2 基準審査を要する場合の手数料の加算額 (単位: 円)

床面積の合計	手数料加算額
1,000 m ² 以内のもの	134,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	179,000
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	206,000
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	273,000
50,000 m ² を超えるもの	502,000

別表第 2-3 区画避難安全検証法、階避難安全検証法、免震構造、又はその他特殊な構造方法を用いた場合の手数料の加算額 (単位: 円)

【意匠】区画避難安全検証法、階避難安全検証法によるもの

【構造】免震構造、その他特殊な構造方法によるもの※

床面積の合計	手数料加算額
2,000 m ² 以内のもの	40,000
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	80,000
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	120,000
50,000 m ² を超えるもの	160,000

- (備考) 1. 対象ごとの床面積により、条件ごとにそれぞれ算定する
2. 計画変更の場合は対象ごとの床面積の 2 分の 1 相当額とする

※令第 80 条の 2 に該当する構造方法 (壁式鉄筋コンクリート造、枠組壁工法を除く)
又は任意の評定、技術審査証明等により構造性能を評価している部分を有する計画の場合

別表第 2-4 全館避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法、限界耐力計算法又はエネルギー法を用いた場合の手数料の加算額（単位：円）

【意匠】全館避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法によるもの

【構造】限界耐力計算法、エネルギー法、その他特殊な計算法によるもの

床面積の合計	手数料加算額
2,000 m ² 以内のもの	60,000
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	100,000
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	140,000
50,000 m ² を超えるもの	180,000

- （備考） 1. 対象ごとの床面積により、条件ごとにそれぞれ算定する
2. 計画変更の場合は対象ごとの床面積の 2 分の 1 相当額とする

別表第 2-5 特定天井を有する場合の手数料の加算額（単位：円）

床面積の合計	手数料加算額
500 m ² 以内のもの	120,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	180,000
1,000 m ² を超えるもの	240,000

- （備考） 1. 一の特定天井ごとの水平投影面積によりそれぞれ算定する
2. 計画変更の場合は対象ごとの床面積の 2 分の 1 相当額とする

別表第 2-6 法第 56 条第 7 項（天空率）を用いる場合の手数料の加算額

床面積の合計	手数料加算額
全ての建築物	確認申請手数料の 10 分の 1

（備考） 道路、隣地、北側それぞれ一審査項目ごとに算定する

別表第 2-7 電子申請に係る消防同意、照会等のための紙面出力手数料（単位：円）

ページ数の合計 (ページ/部)	手数料加算額	
	2 部以下	3 部
1～50 以内	2,000	3,000
51～200 以内	3,000	4,000
201～500 以内	4,500	6,000
501～1,000 以内	8,000	10,000
1,000～	別途見積り	

（備考） 出力形式は、原則 A4、A3 サイズかつ白黒とし、他の出力形式が必要な場合は、別途見積りとする

別表第 2-8 省エネ適合審査を要する場合の手数料の加算額（単位：円）

用途	手数料加算額
一戸建ての住宅	20,000
共同住宅、長屋	40,000 + (5,000×戸数)

別表第3 建築設備に関する確認及び中間、完了検査手数料（単位：円）

種別	確認申請	計画変更※	中間検査	完了検査
昇降機（以下を除く）及び建築設備	40,000	32,000	40,000	40,000
昇降機（型式適合認定を取得済）	30,000	24,000	30,000	40,000
昇降機（型式部材等製造者認証を取得済）	20,000	16,000	30,000	30,000
小荷物専用昇降機	30,000	24,000	30,000	30,000

（備考）※当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合の手数料は、確認申請欄の額とする

別表第4 工作物に関する確認及び完了検査手数料（単位：円）

種別			確認申請	計画変更※	完了検査
令第 138 条第 1 項 (煙突、鉄柱、広告塔、 高架水槽、擁壁)		高さ：10m以下	40,000	35,000	40,000
		高さ：10m超	70,000	60,000	70,000
令第 138 条 第 2 項	一号（観光用昇降機）		60,000	48,000	40,000
	二号（高架の遊戯施設 で大臣認定を受けたもの）	垂直投影面積が 200 m ² 以内	100,000	80,000	80,000
		垂直投影面積が 200 m ² 超	300,000	240,000	120,000
	二号（高架の遊戯施設 で大臣認定を受けていないもの）	垂直投影面積が 200 m ² 以内	300,000	240,000	120,000
		垂直投影面積が 200 m ² 超	600,000	480,000	180,000
	三号（原動機で回転運 動をする遊戯施設）	垂直投影面積が 200 m ² 以内	200,000	160,000	100,000
		垂直投影面積が 200 m ² 超	400,000	320,000	160,000
令第 138 条第 4 項各号			垂直投影面積を当該申請面積とし、別表第 2 の床面積の合計欄に相当する額		

（備考）※当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合の手数料は、確認申請欄の額とする

別表第5 特例建築物に関する中間検査手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
200㎡以内のもの	40,000
300㎡以内のもの	50,000
500㎡以内のもの	60,000
1,000㎡以内のもの	90,000

別表第6 特例建築物以外の建築物に関する中間検査手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
100 m ² 以内のもの	60,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	80,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	90,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	100,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	140,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	180,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	230,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	260,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	310,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	340,000
6,000 m ² を超え、7,000 m ² 以内のもの	370,000
7,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	400,000
8,000 m ² を超え、9,000 m ² 以内のもの	430,000
9,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	460,000
10,000 m ² を超え、15,000 m ² 以内のもの	500,000
15,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	550,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	580,000
30,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	610,000
40,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	640,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	790,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	940,000
200,000 m ² を超えるもの	1,190,000

別表第7 軽微な変更説明書（建築物エネルギー消費性能適合性判定又は省エネ適合審査に係る軽微な変更を除く）を提出する場合の手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
500 m ² 以内のもの	5,000
500 m ² を超えるもの	10,000

別表第8 特例建築物に関する完了検査手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
200 m ² 以内のもの	50,000
300 m ² 以内のもの	60,000
500 m ² 以内のもの	70,000
1,000 m ² 以内のもの	100,000

（備考）製造者認証を受けた建築物に関する仮使用認定申請手数料も、本表を適用する

別表第9 特例建築物以外の建築物に関する完了検査手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
100 m ² 以内のもの	70,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	80,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	100,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	120,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	170,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	230,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	280,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	330,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	360,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	390,000
6,000 m ² を超え、7,000 m ² 以内のもの	400,000
7,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	420,000
8,000 m ² を超え、9,000 m ² 以内のもの	450,000
9,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	480,000
10,000 m ² を超え、15,000 m ² 以内のもの	540,000
15,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	590,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	640,000
30,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	690,000
40,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	760,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	910,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,210,000
200,000 m ² を超えるもの	1,510,000

別表第 9-1 直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を財団から受けた場合の完了検査手数料の加算額

手数料加算額
適合性判定を要した部分の床面積の合計に応じた 別表第 9（特例建築物の場合、別表第 8） に掲げる手数料の 10 分の 2

ただし、計算対象設備を有しない建築物の場合は、手数料加算を行わない

別表第 9-2 直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を財団以外の者から受けた場合の完了検査手数料の加算額

手数料加算額
適合性判定を要した部分の床面積の合計に応じた 別表第 9（特例建築物の場合、別表第 8） に掲げる手数料の 10 分の 4

ただし、計算対象設備を有しない建築物の場合は、手数料加算を行わない

別表第 9-3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物の軽微な変更の手数料の加算額
（ルート A、ルート B）（単位：円）

床面積の合計	手数料加算額
500 m ² 以内のもの	5,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	10,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	15,000
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	55,000
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	80,000
50,000 m ² を超えるもの	110,000

（備考）棟ごとの対象面積によりそれぞれ算定する

別表第 9-4 省エネ適合審査を要した建築物の軽微な変更の手数料の加算額（単位：円）

床面積の合計	手数料加算額
500 m ² 以内のもの	5,000
500 m ² を超えるもの	10,000

別表第 10 建築物に関する仮使用認定申請手数料（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
200 m ² 以内のもの	100,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内のもの	120,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	140,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	190,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	260,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	320,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	370,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	410,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	460,000
6,000 m ² を超え、7,000 m ² 以内のもの	510,000
7,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	560,000
8,000 m ² を超え、9,000 m ² 以内のもの	610,000
9,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	660,000
10,000 m ² を超え、15,000 m ² 以内のもの	760,000
15,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	860,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	960,000
30,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1,060,000
40,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,160,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,310,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,660,000
200,000 m ² を超えるもの	1,910,000

（備考）製造者認証を受けた建築物に関する仮使用認定申請手数料は、別表第 8（特例建築物に関する完了検査手数料）に掲げる額と同額を適用する

別表第 10-1 直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を財団から受けた場合の建築物の仮使用認定の申請手数料の加算額

手数料加算額
仮使用に係る部分で適合性判定を要した部分の床面積の合計に応じた別表第 10（製造者認証を受けた建築物の場合、別表第 8）に掲げる手数料の 10 分の 2

ただし、計算対象設備を有しない建築物の場合は、手数料加算を行わない

別表第 10-2 直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を財団以外の者から受けた場合の建築物の仮使用認定の申請手数料の加算額

手数料加算額
仮使用に係る部分で適合性判定を要した部分の床面積の合計に応じた別表第 10（製造者認証を受けた建築物の場合、別表第 8）に掲げる手数料の 10 分の 4

ただし、計算対象設備を有しない建築物の場合は、手数料加算を行わない

別表第 11 建築設備及び工作物に関する仮使用認定申請手数料（単位：円）

種別			手数料の額	
建築設備	昇降機（以下を除く）、建築設備		50,000	
	昇降機（型式適合認定を取得済）		50,000	
	昇降機（型式部材等製造者認証を取得済）		40,000	
	小荷物専用昇降機		40,000	
工作物	令第 138 条第 1 項（煙突、鉄柱、 広告塔、高架水槽、擁壁）		高さ：10m以下	40,000
			高さ：10m超	50,000
	令第 138 条 第 2 項	一号（観光用昇降機）		50,000
		二号（高架の遊戯施設で大臣 認定を受けたもの）	垂直投影面積が 200 m ² 以内	90,000
			垂直投影面積が 200 m ² 超	140,000
		二号（高架の遊戯施設で大臣 認定を受けていないもの）	垂直投影面積が 200 m ² 以内	140,000
			垂直投影面積が 200 m ² 超	200,000
		三号（原動機で回転運動をす る遊戯施設）	垂直投影面積が 200 m ² 以内	120,000
	垂直投影面積が 200 m ² 超		180,000	
		令第 138 条第 4 項各号		垂直投影面積 を当該申請面 積とし、別表 第 2 の床面積 の合計欄に相 当する額

別表第 12 出張旅費を加算する区域

出張旅費を加算する区域	
本部（飯田橋）を起点として、鉄道距離で概ね 50 キロメートル以上の遠隔地にある次の（１）～（３）に定める区域においては、以下の出張旅費を加算する。	
（１） 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で下記の区域の加算額は、 （交通費実費相当額）＋10,000 円とする。	
○東京都（島しょ部を除く）	奥多摩町、檜原村
○神奈川県	清川村、松田町、中井町、大井町、開成町、二宮町、小田原市
○埼玉県	加須市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町
○千葉県	栄町、成田市、酒々井町、八街市、東金市、大網白里市、長柄町、長南町、茂原市、九十九里町、芝山町、富里市、山武市、白子町、長生村、睦沢町、一宮町、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市
（２） 神奈川県、埼玉県、千葉県で下記の区域並びに茨城県、栃木県、群馬県、山梨県の 全域の加算額は、（交通費実費相当額）＋20,000 円とする。	
○神奈川県	山北町、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町
○埼玉県	横瀬町、東秩父村、寄居町、長瀨町、美里町、皆野町、本庄市、秩父市、小鹿野町、神川町、上里町
○千葉県	神崎町、香取市、多古町、横芝光町、匝瑳市、旭市、東庄町、銚子市、大多喜町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、鋸南町、南房総市、館山市
（３） （１）（２）以外の地域および東京都の島しょ部の加算額は、 （交通費実費相当額）＋30,000 円とする。	
※合併等により市町村名が変更になった場合は旧市町村名とする。	
※検査日程を勘案し、宿泊を要することになる場合は宿泊費実費相当額を加算する。	